

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 令和4年度関東地方整備局関係予算の概要について

関東地方整備局

令和4年度国土交通省関係予算のうち、関東地方整備局関係の配分概要は本文資料(PDF)別紙のとおりです。

※「当記者発表資料」等は、関東地方整備局ホームページでご覧になれます。

【関東地方整備局の予算】 <http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/index00000026.html>

※国土交通省(本省)の予算概要については、国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省の令和4年度予算】 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002292.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00001029.html

2. 令和4年度 工事事務防止「重点的安全対策」 ～工事安全対策の向上に向けた具体的な安全対策の策定～

関東地方整備局
企画部
港湾空港部

関東地方整備局では、平成13年度より「重点的安全対策」を定め、工事事務の防止に努めているところです。

管内における令和3年度2月末現在の工事事務は45件発生し、死亡事故や社会的に甚大な影響を及ぼすような工事事務は発生していないものの、昨年度全体の事故発生件数と比較して同数となっている状況です。

発生形態としては、労働災害が減少傾向である一方で、公衆損害は増加傾向にあり、特に「架空線・標識等損傷」に関する事故が多発しております。

建設機械のアームやダンプトラックの荷台をあげたまま移動しないことなど基本的な安全対策の遵守不足や、作業計画・施工手順の検討・周知徹底が不足していること等を要因とした事故が多発しているため、改めて作業計画・施工手順を現場作業員一人一人への周知徹底を行うなど安全施工に対する基本的な事項を徹底することが重要となります。

このような状況を踏まえ、工事安全対策のより一層の徹底を図るため、本文資料(PDF)別添のとおり「令和4年度重点的安全対策」を定め、管内関係事務所に通知すると共に、関係業団体に会員各社への周知を依頼し、工事安全対策の向上に努めることとしました。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000926.html

3. 「コンストラクションオープンイノベーションマッチング」 現場実証に向けたマッチングが成立

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局は、関東経済産業局及び中小企業基盤整備機構関東本部と連携し、「第3回コンストラクション・オープンイノベーションマッチング」として、25社27技術の提案についてオンラインによる個別マッチングイベントを実施し、現場実証に向けたマッチングが22件成立しました。

国土交通省では、建設現場の生産性向上、魅力ある建設現場を目指し、i-Constructionを推進しております。この取組の一環として、新技術の現場導入のための新技術開発や企業間連携”×Tech.”(クロステクノロジー)を実装するため、平成29年度から「現場ニーズと技術シーズのマッチング」を行っております。

令和元年度からは、関東経済産業局及び中小企業基盤整備機構関東本部で実施しているオープンイノベーション・マッチングスクエア(以下「OIMS」)と連携した「コンストラクション・オープンイノベーションマッチング」を行い、公募の拡大を図っております。

この度「第3回コンストラクションオープンイノベーションマッチング」として、現場ニーズ71件(うちOIMS:維持管理部門9件のニーズ)を公募し、様々な分野の企業から33技術の応募をいただきました。

このうち15件の現場ニーズの25社27技術の提案についてオンラインによる個別マッチングイベントを実施し、現場実証に向けたマッチングが22件成立しました。

マッチングが成立した技術は現場において実証・調査を行い、評価の高い技術については関東地方整備局発注工事等への新技術の導入を図っていきます。

- ◆関東地方整備局マッチングホームページ
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000037.html>)
- ◆オープン・イノベーション・マッチング・スクエア(OIMS)
(<https://jgoodtech2.smrj.go.jp/lp/oi-matchingsquare>)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000925.html

4. “地域インフラ”サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、452話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 令和4年度国土交通省関係予算の配分について

1. 配分方針

(1) 令和4年度国土交通省関係予算では、「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を3本柱として、令和3年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進めることとしている。

(2) また、社会資本整備については、「総力」を挙げたストック効果の最大化や「インフラ経営」の視点に立った既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りつつ、波及効果の大きなプロジェクト等を戦略的かつ計画的に展開していく必要がある。

(3) 以上のような点を踏まえ、一般公共事業等予算の配分に当たっては、

- ・あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の本格的展開
 - ・インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現
 - ・地域における総合的な防災・減災対策、老朽化対策等に対する集中的支援(防災・安全交付金)
 - ・効率的な物流ネットワークの強化
 - ・国際コンテナ戦略港湾等の機能強化
 - ・成長の基盤となる社会資本整備の総合的支援(社会資本整備総合交付金)
 - ・コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの推進
 - ・多様な世帯が安心して暮らすことができる住宅セーフティネット機能の強化
- などについて、地域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき、配分を行う。

(4) なお、東日本大震災からの復興関係予算については、「第2期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興・再生に向け、復興庁が定める実施に関する計画に従い、着実に執行する。

2. 事業別配分類総括表

[事業別配分類総括表](#)

[令和4年度配分類](#)

3. 組織別予算配分概要

- [社会資本整備総合交付金](#) (PDF 形式) 
- [都市局](#) (PDF 形式) 
- [水管理・国土保全局](#) (PDF 形式) 
- [道路局](#) (PDF 形式) 
- [住宅局](#) (PDF 形式) 
- [鉄道局](#) (PDF 形式) 
- [港湾局](#) (PDF 形式) 
- [航空局](#) (PDF 形式) 
- [官庁営繕部](#) (PDF 形式) 
- [不動産・建設経済局](#) (PDF 形式) 
- [海上保安庁](#) (PDF 形式) 

事業実施箇所については下記ページを参照下さい。

・[事業実施箇所](#)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000226.html

2. i-Construction 推進のための基準要領等の制定・改定について

国土交通省では、建設業等における更なる品質確保・向上及び生産性の向上を目的として、令和4年度以降、更にi-Constructionの取組を推進するため、ICT等に関する基準要領等の制定及び改定をしました。

ICT建設機械の施工履歴データの有効活用に向けた基準の策定、3次元モデル成果物の作成方法の明確化や事業の各段階においてBIM/CIMを効果的に活用するという視点での基準・要領等の制定・改定などにより、現場へのICT施工の導入やBIM/CIMの活用が促進され、更なるi-Constructionの推進が期待されます。

以下について、詳細は別紙1、2をご確認ください。

1. 「ICTの全面的な活用」の実施に関して

[1] 施工管理に関わる基準要領等

2. BIM/CIMの活用に関して

[2] 各段階の事業実施において適用又は参照する基準・要領等

[3] BIM/CIM仕様・機能要件

○ 基準要領等の公表場所

■ [1]について

◆ 総合政策局公共事業企画調整課 Web サイト

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html

◆ 港湾局技術企画課 Web サイト

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

■ [2]、[3]について

◆ 大臣官房技術調査課 Web サイト

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html

◆ 航空局技術企画課 Web サイト

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk9_000019.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000878.html

3. インフラメンテナンスの優れた取組や技術開発を募集します！ ～第6回「インフラメンテナンス大賞」募集開始～

国土交通省は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省とともに「第6回インフラメンテナンス大賞」の募集を開始します。

インフラメンテナンス大賞は、日本国内の社会資本のメンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰するものです。表彰により、好事例として広く紹介することで、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として実施するものです。

国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省が所管する施設について、以下の各部門における優れた取組や技術開発を行った方に対して、有識者による審査を経て、各大臣賞、特別賞、優秀賞を決定します。

- ア： メンテナンス実施現場における工夫部門
- イ： メンテナンスを支える活動部門
- ウ： 技術開発部門

<第6回インフラメンテナンス大賞 募集概要>

※詳細は、「応募要領」(別添1)をご確認ください。

応募期間：令和4年3月22日(火)～令和4年5月20日(金)

応募方法：WEBフォームで提出

応募ページはこちらから ⇒ <https://www.im-award-form.jp>

(応募様式(エクセル形式)もダウンロードいただけます)

今後の予定： 応募締切後審査開始

令和4年秋頃 受賞者決定

令和4年冬頃 表彰式

以下HPにて、過去の受賞者の取組概要や第6回応募要領等をご覧頂けます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000268.html

4. 入札契約の改善を支援する事業を選定

～地方公共団体における入札契約方式等改善の取組を支援～

国土交通省は、多様な入札契約方式の導入・活用、施工時期の平準化や地域の担い手育成など、課題を抱える地方公共団体の入札契約改善の取組を支援する「入札契約改善推進事業」について、3つの案件を選定し、今後支援を進めていくこととしました。

○国土交通省では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第56号)等の施行を踏まえ、平成26年度より、地方公共団体における入札契約制度の改善推進に向け、入札契約改善推進事業※1として支援を行っています。

※1 今回の募集概要は、下記URLを参照ください(募集期間：2月1日～2月25日)。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00015.html

○外部有識者※2の意見を踏まえ、以下のとおり、3つの案件を選定しましたのでお知らせします。

※2 入札契約改善推進事業選定・推進委員会(令和4年3月10日開催) 外部有識者委員(敬称略)

小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科特任教授

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授

古阪 秀三 立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授

○支援案件については、今後は、国土交通省において別途選定・契約を行う支援事業者を地方公共団体に派遣し、外部有識者の助言も得ながら支援を進めてまいります。

1. 今回選定された支援案件

地方公共団体	支援対象事業
北海道中富良野町	中富良野小・中学校改築事業、入札契約制度改善
新潟県柏崎市	用途廃止公共建築物解体事業
新潟県津南町	津南町立ひまわり保育園増築事業

2. 今後の予定

4月上旬	入札契約改善推進事業支援者の公募
5月中旬	入札契約改善推進事業支援者の選定
5月下旬～3月	入札契約改善推進事業の支援

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00099.html

5. 「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の一部改正等について ～占用期間を令和4年9月30日まで再延長しました～

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占用期間について、令和4年3月31日までとしていたところではありますが、現下の状況に鑑み、このたび令和4年9月30日まで再延長することとしました。

また、地方公共団体に対しても同様に取り組んでいただけるよう要請しています。

1 詳細

別紙1のリーフレットのとおり

2 参考

道路占用に関するコロナ特例について：別紙2のとおり

※ 今回の通知文書については、以下のホームページにおいて公表します。

<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/03.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001533.html

6. 「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（盛土規制法案）を閣議決定 ～危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します！～

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や

その目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律案」（盛土規制法案）が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

昨年、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

2. 改正案の概要

(1) スキマのない規制

- ・ 都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・ 農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象とする 等

(2) 盛土等の安全性の確保

- ・ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び[3]工事完了時の完了検査を実施 等

(3) 責任の所在の明確化

- ・ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする 等

(4) 実効性のある罰則の措置

- ・ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）より高い水準に強化 等

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000077.html